

## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	産業振興課
契約締結年月日	令和 4 年 9 月 12 日
契約者名	有限会社メディア・アイ・コーポレーション
契約名	オマーン大使館におけるジュエリー展示業務委託契約
契約金額 (税込み)	4,455,000 円
随意契約理由	<p>本業務は、オマーン大使館メインホールにおいて、オマーンの伝統的貴金属細工と並べて本県のジュエリーを展示するにあたり、山梨県立宝石美術専門学校、山梨ジュエリーミュージアム及び本県ジュエリー事業者のそれぞれ所有するジュエリーから展示テーマに沿って海外の方にも分かりやすい展示を構成し、展示品を選定し、借り受け交渉を行い、展示期間中の管理及び運営を行うものである。</p> <p>ジュエリーの展示を行うにあたっては、各品の材質や構造に合わせた取扱いを行う知識はもとより、高額な品を扱うため所有者との信頼関係とその前提となる事業実績が重要である。</p> <p>また、本県のジュエリーと産地としての取組を国内及び海外の中東関係者に PR するという展示の狙いに沿ったジュエリーを選定するにあたって、本県のジュエリー産業の成り立ちと現状、及び各事業者の所有する借り受け可能なジュエリーについての知識を要する。特に、事業者から借り受ける展示品の選定に当たっては、多くの事業者が所有するジュエリーについて十分な知識を持ち、かつ展示テーマと山梨県の意図に沿うジュエリーを展示品の候補として選定するための知識、鑑定眼が必要であり、また、事業者が安心して貸し出しを行うためにジュエリー展示業務を行った経験や実績が求められる。</p> <p>以上より、本件は、過去に産地ブランドである Koo-fu プロジェクトをはじめとする海外も対象にしたジュエリー展示業務を手がけたことにより、山梨県の産地としてのアピールポイントと県内各事業者の特徴及び所有するジュエリーを把握しており、かつ業界の信頼が厚いメディア・アイ・コーポレーション以外の事業者では対応できないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、「性質または目的が競争入札に適しないもの」であることから、随意契約とする。</p> <p>また、同理由から同社以外が見積書を提出できないため、山梨県財務規則第 137 条第 3 項の「特別な理由」に該当することから、見積合わせを省略することとする。</p>
随意契約の適用 条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 山梨県財務規則第 137 条第 3 項